

## 第6回 住宅・土地・環境WG 環境省からのヒアリング項目（H16.11.25）

- 1．廃棄物の削減、リサイクル等の適正処理に対する環境省の基本的な考え方及び施策についてかいつまんでご教示いただきたい。
- 2．現行の廃棄物処理法においては、廃棄物の定義及び区分（廃棄物処理法第二条）が非常に厳しく、返って廃棄物の適正処理の促進、リサイクルの促進を妨げているのではないかとの声もあるが、環境省の考え方を、ご教示いただきたい。（これまでの検討経緯及び今後についても言及されたい）
- 3．廃棄物の定義及び区分が現行定義のままであったとしても、廃棄物の処理が更に適正かつ迅速に行えるように新たな施策を措置する等が必要と考える、特に以下の点について環境省のお考えをご教示いただきたい。

（ア）無償あるいは逆有償となるものであってもリサイクルできるものあるいはリサイクルされることが確実なものについては、新たに担保要件を設定する等して、収集・運搬について廃棄物処理法の適用外とすべきとの要望が各種寄せられているが、環境省のお考えをご教示いただきたい。

例えば、

建設工事現場から発生するコンクリートの塊を建設資材とするために、処理施設まで運搬する場合。

建設廃材等の木くずで、炭の原材料となる木くずを運搬する場合。

バイオマス発電の原料となる廃材等の収集、運搬を行う場合。

（イ）規制改革・民間開放推進三か年計画に記載された、以下について現在までの検討についてご教示いただきたい。

貨物駅等における産業廃棄物の積替え・保管に関する解釈の明確化

企業の分社化等に対応した廃棄物処理法上の取扱の見直し

（排出事業者の補助者として認められる範囲の明確化）

廃棄物か否か判断する際の輸送費の取扱等の明確化

- 4．廃棄物の削減促進に関して、地方自治体が個々に行っている一般廃棄物の有料化について環境省の考えをご教示いただきたい。また、「平成17年度 環境省重点施策」に記載の「有料化や分別収集に関するガイドラインの作成」について、詳細をご教示いただきたい。

## 5．最終処分場の適正化について

都道府県による一般廃棄物処理施設の建設許可を、単に施設の機能面で判定するのではなく、各地方自治体の廃棄物処理計画及び処理実績を考慮して、都道府県全体の廃棄物処理という観点で、過大施設にならないように総合的に判断して許可を行うよう指導すべきであると思慮するが、環境省のお考えをご教示いただきたい。